

2015年9月吉日

マイナンバー制度に伴うお知らせ

株式会社

担当

2016年1月よりマイナンバー制度が開始することになりました。マイナンバーとは住民登録のあるすべての者（外国人も含む）に対し付与され、税、社会保障、災害対策といった分野に利用されます。

このみなさんのマイナンバーを記録された「通知カード」が2015年10月より各市町村から順次簡易書留で郵送されます。

通知カードは皆さんの住民票上の住所に送られてきますので、まずは住民票の住所をチェックして、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる場合には、住民票の移動の手続きを行ってください。

なお通知カードが手元に届きましたら重要に保管して誤って廃棄することのないようにしてください。

みなさんのマイナンバーは、会社が行う社会保険や税務処理で利用する必要があり、社会保険や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは法令で定められた義務となっています。

追ってみなさんのマイナンバーについての利用目的を示した上で、マイナンバー（個人場合）届出書を会社に提出していただきますのでスムーズな提供にご協力ください。

【個人番号カード申請のお勧め】

通知カードが郵送される際、「個人番号カード交付申請書」が同封されています。個人番号カードとは、マイナンバーが記録された顔写真入りのICカードで、今回同封される交付申請書に顔写真を添付し、返信すると後日市区町村の窓口で個人番号カードが交付されます。初回交付の手数料は無料で今後身分証明書として活用されることとなりますのでこの機会に個人番号カードの申請を行っておくことをお勧めします。

以上